

事業主様

西日本パッケージング健康保険組合  
理事長 三木 秀一

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う  
標準報酬月額保険者算定の特例について

平素は健康保険組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等で、被保険者の報酬が著しく低下し、一定の要件を満たした場合に、標準報酬月額を通常の随時改定(4か月目に改定)によらず、急減した月の翌月から改定することが可能となります。

つきましては、下記のとおり対象となる方がおられる場合は、別添資料を参考に届出いただきますようお願いいたします。

記

1 標準報酬月額の特例改定要件

次のすべてに該当する方が対象となります。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による休業(時間単位を含む)があったことにより、令和2年4月～7月までの間に報酬が著しく低下した月が生じた方
- (2) 当該報酬が著しく低下した月に支払われた報酬の総額(1か月分)が、従前の標準報酬月額に比べて、2等級以上下がった方
- (3) 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している方
- (4) 連続する報酬が3月ある方
- (5) 特例改定月が資格喪失月とならない方

2 必要書類

- (1) 月額変更届(『⑩備考』欄の「6. その他」に特例改定と記入)
- (2) 申立書
- (3) 同意書

※同意書は届書に添付する必要はありません。  
事業主が2年間は保存してください。

3 注意事項

本特例措置は、新型コロナウイルス感染症による特別な状況を踏まえた取り扱いであり、標準報酬月額の改定を行うことは、被保険者の保険料額への影響のみならず、年金額、傷病手当金及び出産手当金の額への影響も生じますのでご注意ください。